

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年4月2日法律第27号。以下「特別措置法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 推進地域

特別措置法第3条に基づき指定された本県の推進地域は次表のとおりである。

【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡五戸町、同郡南部町、同郡階上町

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る地震防災に関し、県、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第5節「各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じ次のとおりとする。

(1) 県

ア 県

- (ア) 県防災会議に関すること
- (イ) 市町村及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること
- (ウ) 防災に関する組織の整備に関すること
- (エ) 河川等の応急対策に関すること
- (オ) 災害時のボランティア活動に関すること
- (カ) 地震・津波に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること
- (キ) 災害に関する広報に関すること
- (ク) 避難指示等に関すること
- (ケ) 災害救助法(昭和11年法律第118号)による救助及びそれに準じる救助に関すること
- (コ) 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること
- (サ) 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること
- (シ) 災害時の交通規制及び緊急輸送に関すること

- (ス) 建築物等の応急危険度判定に関する事
- (セ) 金融機関の緊急措置に関する事
- (ソ) 災害対策に関する隣接道県等の相互応援協力に関する事
- (タ) 自衛隊の災害派遣要請に関する事
- (チ) 県防災ヘリコプターの運航に関する事
- (ツ) 県ドクターヘリに関する事
- (テ) その他災害対策に必要な措置に関する事

イ 県教育委員会

- (ア) 文教施設の保全に関する事
- (イ) 災害時における応急の教育に関する事
- (ウ) その他災害対策に必要な措置に関する事

ウ 県警察

- (ア) 地震・津波に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関する事
- (イ) 災害時の警備に関する事
- (ウ) 災害広報に関する事
- (エ) 被災者の救助、救出に関する事
- (オ) 災害時の遺体の検視・死体調査、身元確認等に関する事
- (カ) 災害時の交通規制に関する事
- (キ) 災害時の犯罪の予防、取締りに関する事
- (ク) 避難等に関する事
- (ケ) 津波警報の市町村への伝達に関する事
- (コ) その他災害対策に必要な措置に関する事

(2) 市町村

ア 市町村

- (ア) 市町村防災会議に関する事
- (イ) 指定避難所の開設等被災者の支援に関する事
- (ウ) 災害時のボランティア活動に関する事
- (エ) 要配慮者の安全確保に関する事
- (オ) 地震・津波に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関する事
- (カ) 水防活動、消防活動に関する事
- (キ) 災害に関する広報に関する事
- (ク) 避難指示等に関する事
- (ケ) 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関する事
- (コ) 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関する事
- (サ) 農林水産物等に対する応急措置の指示に関する事
- (シ) 建築物等の応急危険度判定に関する事
- (ス) 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関する事
- (セ) 罹災証明の発行に関する事
- (ソ) その他災害対策に必要な措置に関する事

イ 市町村教育委員会

- (ア) 文教施設の保全に関する事
- (イ) 災害時における応急の教育に関する事
- (ウ) その他災害対策に必要な措置に関する事

(3) 指定地方行政機関

ア 東北管区警察局

- (ア) 災害状況の把握と報告連絡に関する事
- (イ) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事
- (ウ) 関係職員の派遣に関する事
- (エ) 関係機関との連絡調整に関する事
- (オ) 津波警報等の伝達に関する事

イ 東北総合通信局

- (ア) 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関する事

ウ 東北財務局(青森財務事務所)

- (ア) 金融機関等の緊急措置に関する事
- (イ) 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のための災害つなぎ資金(財政融資資金地方短期資金)の融通に関する事
- (ウ) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の上会に関する事
- (エ) 地方公共団体から応急措置の用に供するために申請のあった普通財産の無償貸付に関する事

エ 東北厚生局

- (ア) 災害時における管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事
- (イ) 災害時における関係職員の派遣に関する事
- (ウ) 関係機関との連絡調整に関する事

オ 青森労働局

- (ア) 被災者に対する職業のあっせんに関する事
- (イ) 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関する事
- (ウ) 被災労働者に対する災害補償に関する事

カ 東北農政局

- (ア) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事
- (イ) 農地、農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策及び指導に関する事
- (ウ) 農業関係被害状況の収集、報告に関する事
- (エ) 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病害虫防除の指導に関する事
- (オ) 土地改良機械の緊急貸付けに関する事
- (カ) 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関する事
- (キ) 被災農林漁業者への資金(土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等)の融通に関する事

キ 東北森林管理局

- (ア) 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関する事
- (イ) 災害時における関係職員の派遣に関する事

- (ウ) 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること
- ク 東北経済産業局
 - (ア) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び石油燃料等の需給に関すること
 - (イ) 災害時における物価安定対策に関すること
 - (ウ) 被災商工鉱業者に対する融資に関すること
- ケ 関東東北産業保安監督部東北支部
 - (ア) 危険物・電気施設、ガス施設及び火薬類施設の保安対策に関すること
 - (イ) 鉱山における人に対する危害の防止、鉱物資源の保護、施設の保全、鉱害の防止及び保安確保の監督指導に関すること
- コ 東北地方整備局
 - (青森河川国道事務所、高瀬川河川事務所、岩木川ダム統合管理事務所、青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所)
 - (ア) 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導、協力に関すること
 - (イ) 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること
 - (ウ) 直轄河川の水防警報及び洪水予報(青森地方气象台との共同)の発表・伝達等水防に関すること
 - (エ) 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること
 - (オ) その他公共土木施設(直轄)の災害対策に関すること
 - (カ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
- サ 東北運輸局(青森運輸支局)
 - (ア) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること
 - (イ) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること
- シ 東京航空局(三沢空港事務所・青森空港出張所)
 - (ア) 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関すること
 - (イ) 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること
 - (ウ) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
- ス 仙台管区气象台(青森地方气象台)
 - (ア) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること
 - (イ) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
 - (ウ) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
 - (エ) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
 - (オ) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
- セ 東北地方環境事務所
 - (ア) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること
 - (イ) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること
 - (ウ) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること
 - (エ) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関する

こと

(オ) 家庭動物の救護活動状況の把握・関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること

ソ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)

(ア) 海難救助、海上消防、港則法に基づく避難の勧告・指示及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること

(イ) 海上警備、海上における危険物の保安措置及び海上交通の確保等に関すること

(ウ) 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関すること

タ 東北地方測量部

(ア) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること

(イ) 復旧測量等の実施に関すること

チ 東北防衛局

(ア) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

(イ) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること

(ウ) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体への連絡に関する
こと

(4) 自衛隊（陸上自衛隊第9師団、海上自衛隊大湊地方隊、海上自衛隊第2航空群、航空自衛隊北部航空方面隊）

ア 災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関すること

イ 災害時における応急復旧の支援に関すること

(5) 指定公共機関

ア 東日本旅客(北海道旅客、日本貨物)鉄道株式会社

(ア) 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること

(イ) その他災害対策に関すること

イ 東日本電信電話株式会社(青森支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店)、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

(ア) 災害時における非常・緊急通信に関すること

(イ) 気象警報等の関係機関への伝達に関すること

(ウ) 災害対策機器等による通信の確保に関すること

(エ) 電気通信設備の早期復旧に関すること

(オ) 災害時における災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に関すること

(カ) その他電気通信設備の災害対策に関すること

ウ 日本銀行(青森支店)

(ア) 災害時における通貨及び金融対策に関すること

エ 日本郵便株式会社(青森中央郵便局)

(ア) 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関すること

オ 独立行政法人国立病院機構本部(北海道東北ブロック事務所)

(ア) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること

(イ) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保

の支援に関すること

(ウ) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集及び通報に関すること

カ 日本赤十字社(青森県支部)

(ア) 災害時における医療対策に関すること

(イ) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること

(ウ) 義援金品の募集及び配分に関すること

キ 日本放送協会(青森放送局)

(ア) 放送施設の管理に関すること

(イ) 地震・津波情報、津波警報等、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること

ク 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(青森研究開発センター)

原子力施設の防災に関すること

ケ 東北電力株式会社(青森支店)、東北電力ネットワーク株式会社(青森支社)

(ア) 電力施設の管理に関すること

(イ) 災害時における電力供給に関すること

コ 日本通運株式会社(青森支店)、福山通運株式会社(北東北福山通運青森支店)、佐川急便株式会社(北東北支店青森営業所)、ヤマト運輸株式会社(東北支社青森主管支店)、西濃運輸株式会社(青森支店)

(ア) 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること

サ 東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・十和田管理事務所)

(ア) 東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること

(6) 指定地方公共機関

ア 公益社団法人青森県医師会

(ア) 災害時における医療救護に関すること

イ ガス供給機関

(青森ガス株式会社、八戸ガス株式会社、弘前ガス株式会社、五所川原ガス株式会社、十和田ガス株式会社、黒石ガス株式会社、一般社団法人青森県エルピーガス協会)

(ア) ガス供給施設の管理に関すること

(イ) 災害時におけるガス供給施設の安全確保に関すること

ウ 輸送機関

(弘南鉄道株式会社、津軽鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社、公益社団法人青森県バス協会、弘南バス株式会社、下北交通株式会社、十和田観光電鉄株式会社、岩手県北自動車株式会社、公益社団法人青森県トラック協会)

(ア) 輸送施設の管理に関すること

(イ) 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること

エ 放送機関

(青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森)

(ア) 放送施設の管理に関すること

(イ) 地震・津波情報、津波警報等、災害情報及び被害状況等の放送に関すること

(7) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

ア 農業協同組合

- (ア) 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関する事
- (イ) 農作物の災害応急対策の指導に関する事
- (ウ) 被災農家に対する融資、あっせんに関する事
- (エ) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事
- (オ) 農産物の需給調整に関する事

イ 森林組合

- (ア) 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関する事
- (イ) 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事

ウ 漁業協同組合

- (ア) 組合員の被災状況調査及びその応急対策の協力に関する事
- (イ) 漁船、共同利用施設の災害応急対策等に関する事
- (ウ) 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事
- (エ) 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関する事

エ 商工会、商工会議所等商工業関係団体

- (ア) 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事
- (イ) 災害時における物価安定についての協力に関する事
- (ウ) 災害救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事

オ 病院等経営者

- (ア) 災害時における病人等の受入れ、保護に関する事
- (イ) 災害時における負傷者の医療・助産及び保健措置に関する事

カ 社会福祉施設経営者

- (ア) 災害時における入所者の保護に関する事

キ 金融機関

- (ア) 被災事業者に対する資金の融資に関する事

ク 学校法人

- (ア) 災害時における応急の教育に関する事

ケ その他ボランティア団体等の各種団体

- (ア) 市町村が実施する応急対策についての協力に関する事

コ 危険物施設の管理者

- (ア) 災害時における危険物の保安に関する事

サ 道の駅運営管理者

- (ア) 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事
- (イ) 従業員に対する防災教育・訓練に関する事

第2節 県災害対策本部の設置等

1 県災害対策本部等の設置

知事は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震(以下この章において「地震」という。)が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに青森県災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 県災害対策本部等の組織及び運営

県災害対策本部の組織及び運営並びに県職員の動員は、第2章第2節「配備態勢」及び同第3節「県災害対策本部」に定めるところに準じる。

3 防災関係機関の職員の配備基準及び動員

第2章第5節「市町村及び防災関係機関の災害対策組織」に定めるところに準じる。

4 市町村の職員の配備基準及び動員

第2章第5節「市町村及び防災関係機関の災害対策組織」に定めるところに準じる。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集伝達における役割

情報の収集・伝達における役割は、第4章第1節「津波警報等・地震情報等の発表及び伝達」に定めるところに準じ、次のとおりとする。

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報

(ア)大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、青森県太平洋沿岸、陸奥湾及び青森県日本海沿岸に係る津波警報等を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

イ 津波情報

(ア) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注4)

注1～4については、第4章第1節参照

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

注については、第4章第1節参照

(イ) 津波情報の留意事項

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

ウ 津波予報

(ア) 津波予報の発表等

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(イ) 各津波予報区に該当する本県の市町村

青森県太平洋沿岸……大間崎北端以東の太平洋沿岸

大間町、風間浦村、むつ市、東通村、六ヶ所村、

三沢市、おいらせ町、八戸市、階上町

陸奥湾及び青森県日本海沿岸……記載省略

エ 地震情報

気象庁及び青森地方気象台は、次により地震に関する情報を発表する。

(ア) 地震情報の種類、発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 （注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 （注）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を凶情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

注については、第4章第1節参照

(イ) 地震情報に用いる地域名称

	地域名称	地域に含まれる市町村
青森県	青森県三八上北	八戸市、三沢市、十和田市、上北郡、三戸郡
	青森県下北	むつ市、下北郡

※津軽北部及び津軽南部については記載省略

オ 情報の伝達及び必要な措置

(ア) 情報の伝達

- a 青森地方気象台は、津波警報等・地震情報等を県、県警察本部、青森海上保安部、八戸海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。
- b 県(県防災危機管理課)は、青森県防災情報ネットワークにより、速やかに県出先機関、市町村及び消防本部に伝達する。特に、特別警報に位置づけられる大津波警報について通報を受けたときは、直ちに青森県防災情報ネットワークにより市町村へ通知する。
- c 県警察本部は、各警察署に通知し、各警察署は、津波警報等を市町村に伝達する。
- d 青森海上保安部及び八戸海上保安部は、所属船艇に伝達する。また、必要に応じ所属船艇により港内在泊船舶に伝達するとともに、港則法に基づく避難勧告等の措置を講じる。
- e 放送機関は、直ちに放送する。また、県民への周知を図るため、放送回数を考慮の上、放送する。
- f その他の機関にあつては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講じる。
- g 市町村は、上記のほか全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により受信する。
- h 市町村は、直ちに住民及び関係ある公私の団体に周知する。

また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

- i 国、県、市町村は、住民等に警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情

報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、インターネット、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

(イ) 必要な措置

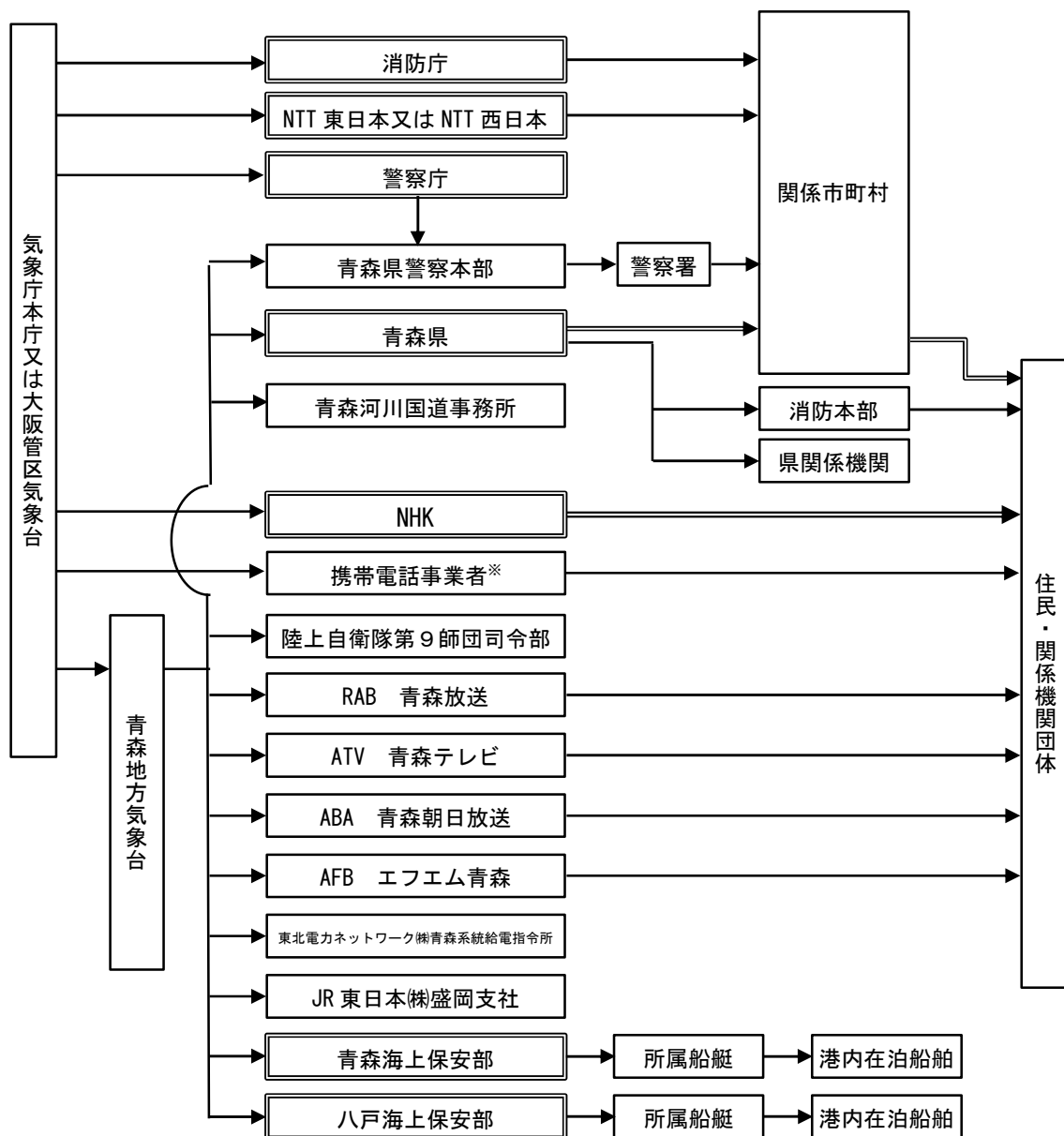
沿岸地域の市町村は、強い揺れ(震度4程度以上の地震)を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

- a 気象庁等から発表される津波警報等を受信し、必要な体制を整えるとともに、海岸から離れた高台等の安全地域からの目視、監視カメラ等の機器等を用いて海面の状態を監視する。
- b 市町村に対する津波警報等の伝達は、テレビ、ラジオ放送により情報を得る方が早い場合があるので、地震発生後は放送を聴取する。
- c 市町村長の判断で、沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、防災行政無線(同報無線)、広報車等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう指示する。

(ウ) 準じた措置

沿岸地域の市町村は、引き波等異常な水象を知ったときは、県、県警察及び関係機関に通報するとともに、上記(イ)に準じた措置を行う。

津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図



※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

(2) 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報の収集・伝達については、第4章第2節「情報収集及び被害等報告」及び同章第3節「通信連絡」に定めるところに準じる。

(3) 施設の緊急点検・巡視

県は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点と

なる公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

(4) 二次災害の防止

県は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町村へ指示する。

(5) 救助・救出・消火・医療活動

ア 救助・救出

第4章第11節「救出」に定めるところに準じる。

イ 消火

第4章第9節「消防」に定めるところに準じる。

ウ 医療活動

第4章第18節「医療、助産及び保健」に定めるところに準じる。

(6) 物資調達

ア 県は、発災後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。

イ 県は、管内市町村における備蓄量について、上記アと同様に把握し、必要に応じ市町村間のあわせん調整を実施する。

ウ 県は、上記ア、イにより把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、県内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。

(7) 輸送活動

第4章第20節「輸送対策」に定めるところに準じる。

(8) 保健衛生・防疫活動

第4章第18節「医療、助産及び保健」及び同章第23節「防疫」に定めるところに準じるほか、災害時の広域医療活動に必要な資機材の確保、トリアージ等の災害時に必要な技能を有する災害医療従事者の育成等を進める。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

県は、管内の市町村等における必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)の確保状況を把握し、市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じ市町村間のあわせん等の措置をとる。

(2) 人員の配備

県は、管内の市町村等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとる。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、青森県地域防災計画地震・津波災害対策編

に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請

(1) 県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は次のとおりである。

- ・全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- ・大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定
- ・消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定
- ・大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領
- ・緊急消防援助隊要綱
- ・災害時における放送要請に関する協定
- ・災害の発生に係る放送の要請に関する協定書
- ・災害時における報道要請に関する協定
- ・災害救助に関する委託契約
- ・青森県緊急医療品等供給対策連絡会運営要綱
- ・災害時の医療救護に関する協定
- ・青森空港医療救護活動に関する協定
- ・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定
- ・災害時における交通誘導業務等に関する協定
- ・地震災害時における応急危険度判定の実施に関する協定
- ・大規模災害時における応急対策業務に関する協定
- ・災害時における救援物資等の緊急輸送等に関する協定
- ・災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
- ・無償団体救援協定(災害一般廃棄物の収集・運搬)
- ・災害が発生した場合の通行の妨害となっている放置自動車等の排除活動に関する覚書
- ・災害時における資機材のリースに関する協定
- ・大規模災害時における建築物等の解体撤去の協力に関する協定
- ・災害時における動物救護活動に関する協定
- ・大規模災害時における救援活動等の協力に関する協定
- ・災害時における災害救助犬、捜索犬の出動に関する協定
- ・災害時における医療機器等の供給に関する協定
- ・災害時における医療用ガス等の供給に関する協定
- ・災害時における飲料供給に関する協定
- ・災害時における物資の供給に関する協定
- ・災害時における船舶による輸送の確保に関する協定
- ・災害時における飲料等の供給に関する協定
- ・災害時における航空機燃料の調達及び輸送に関する協定
- ・大規模災害時における航空機への給油に関する協定

- ・水道災害相互応援協定
- ・災害時における石油燃料の調達及び安定供給に関する協定
- ・災害時における通信設備復旧等の協力に関する協定
- ・災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定
- ・家畜伝染病発生時等における交通誘導警備業務等に関する協定
- ・下水道事業における災害時支援に関するルール
- ・被災建築物応急危険度判定要綱
- ・被災宅地応急危険度判定実施要綱
- ・東北地方における災害等の相互応援に関する協定
- ・災害時における応急対策業務に関する協定
- ・災害時における避難所等の管工事の復旧活動に係る応急対策に関する協定
- ・漁港・漁場・漁村の大規模災害時における応急対策業務に関する協定
- ・東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定
- ・大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定
- ・災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定
- ・災害時における物資の保管等に関する協定
- ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定
- ・防災への取組に関する協定
- ・災害時における発電機設備使用に関する協定
- ・災害時における臨時災害放送局開設の支援等に関する協定
- ・災害時における物資の受入れ及び配送等に関する協定

(2) 県は必要があるときは、上記(1)に掲げる応援協定に従い応援を要請する。

(3) 県は必要があるときは、陸上自衛隊第9師団長、海上自衛隊大湊地方総監、海上自衛隊第2航空群司令、航空自衛隊北部航空方面隊司令官に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

なお、災害派遣を要請する予定の事項は、次のとおりである。

- (ア) 被害状況の把握
- (イ) 避難の援助
- (ウ) 遭難者等の捜索救助
- (エ) 水防活動
- (オ) 消防活動
- (カ) 道路・水路の啓開、障害物の除去
- (キ) 応急医療、救護及び防疫
- (ク) 人員及び物資の緊急輸送
- (ケ) 炊飯及び給水
- (コ) 救援物資の無償貸付、譲与

- (サ) 危険物の保安又は除去
 - (シ) その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置
- (4) 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁等との連絡体制を整備するとともに、活動拠点を確保するなど、受入体制の確保に努める。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

1 津波からの防護のための施設の整備等

津波による被害の想定を踏まえ、堤防や防波堤等の津波防護機能を有する施設の早急な整備・点検を行い、整備が不足している地域や、老朽化が進み耐震性・耐浪性の観点から補強・更新が必要な施設においては、津波防護機能を有する施設の新設や既存施設の耐震化、高上げ、更新、海岸防災林の整備等を計画的に実施する。

また、閉門作業の自動化や遠隔操作が可能な水門等の整備を進めるとともに、冬期の積雪等の影響下においても確実に作動する水門等の整備に努める。

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事の場合は工事の中断等の措置を講じる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定める。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

エ 漂流物による二次災害の防止のための方針・計画

オ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時離着陸場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画

カ 同報無線の整備等の方針及び計画

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第3節の1の(1)に準じるものとし、光ネットワーク等を活用した映像等による災害情報の伝達・収集システムの構築、バイクの活用、ヘリコプター衛星通信等の実用化を検討し、可能なものから実施する。

また、県は主として市町村が行う次の措置に対し必要な支援を行う。

(1) 迅速かつ的確な津波警報等の提供

ア 提供された津波警報等を当該地域の居住者及び一時滞在者等、全員にもれなく伝達するため、市町村防災行政無線(同報系及び移動系)の整備・拡充及びデジタル化の促進・高度化、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等による津波警報等の確実な伝達を図る。

イ 生活の中での様々な場面で津波警報等が得られるように、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、インターネット、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、FAX、ワンセグ等の多様な情報提供環境の整備を進める。

ウ 携帯電話、路側放送、道路情報板等により、走行中の車両や運航中の列車、船舶等へも津波警報等を迅速に提供する仕組みの導入を図る。

エ 外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも津波警報等が的確に伝わるように、多言語での音声放送や文字放送等の情報提供方法の充実を図る。

オ 県は、市町村における対応マニュアルの整備、訓練の実施等対応能力の向上が図られるよう指導する。

(2) 沿岸地域の孤立への対応

発災時における地域内の集落の把握に努め、津波により孤立する可能性がある集落等において、衛星携帯電話、市町村防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等被災時に外部との通信確保に向けた備えの強化を図るほか、これらの設備が停電により使用できなくなることも想定して、通信設備用の非常用電源の確保に努める。

3 避難対策等

(1) 県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について市町村に協力する。

なお、この場合、要配慮者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者（訪日外国人を含む。）等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

また、県は、災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行う。

ア 7の(2)イに定めるところにより、県の管理する施設を指定避難所として開設する際の協力

イ 避難に当たり支援を必要とする者を受け入れる施設のうち、県が管理する施設における避難者の救護のために必要な措置

ウ 地域特性に応じた避難ルールの検討に際しての協力

(ア) 津波避難においては、渋滞や交通事故の発生が懸念されることから、原則として徒歩によるものとするが、津波到達時間に比較的余裕のある場合等自動車等による避難の可能性について検討する。

(イ) 在宅中の要配慮者の安全確保等、要配慮者の避難ルールについて検討する。

(ウ) 船舶に係る避難ルールについて検討する。

a 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れたより水深の深い海域を目指して避難すること

ただし、海底地形によって水深の深い海域への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討すること

b 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へ近づかないこと

c 港内で作業中（係留中）に津波警報等が発表されたら、津波到達時間を考慮して陸上又は港外へ避難すること

エ 海水浴客、釣り客等の一時滞在者避難対策の強化に関する協力

(ア) 津波注意、津波避難地及び津波避難ビルを示す標識（避難サインボード）の海岸付近での設置、一時滞在者へのパンフレットの配布等による適切な情報の周知

(イ) 海水浴場での避難路、指定緊急避難場所の整備・確保、避難訓練の実施等、避難環境の整備及び誘導體制の強化

(ウ) 釣り客については、市町村防災行政無線の音声が届かないなどの事情により、津波警報等の情報が伝達されないおそれがあることから、ラジオの携帯の呼びかけなど、釣り客への津波警報等受信に係る注意喚起

(2) 県は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

4 消防機関等の活動

- (1) 市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。
 - ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - イ 津波からの避難誘導
 - ウ 土のう等による応急浸水対策
 - エ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - オ 救助・救急等
 - カ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (2) 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとる。
 - ア 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行う。
 - イ 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握に努める。
- (3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとる。
 - ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知をする。
 - イ 水門及び防潮扉等の操作又は操作の準備等のため、必要な人員を配置する。
 - ウ 津波に備え、水防資機材の点検、整備、配備をする。

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

各防災関係機関は、積雪寒冷地であることに配慮した津波からの防護及び円滑な避難の確保のために実施すべき事項について、その対策を明示する。

(1) 水道

水道事業者、水道用水供給事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について定める。

(2) 電気

東北電力株式会社(青森支店)、東北電力ネットワーク株式会社(青森支社)は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の迅速確実な伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。

ア 二次災害の予防措置

(ア) 災害の拡大防止

移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により災害の拡大防止を図る。

(イ) 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察・消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

イ 広報

津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレー

カーの解放等の措置に関する広報を実施する。

また、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。

(ア) 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

(イ) 公衆感電事故防止に関する広報

公衆感電事故を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

a 無断昇柱、無断工事をしないこと

b 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社に通報すること

c 断線垂下している電線に絶対触らないこと

d 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木を伐採するときは、速やかに東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社に連絡すること

(3) ガス

戸ガスの株式会社及び社団法人青森県エルピーガス協会は、第4章第 30 節の2に準じるほか、特に次の措置を講じる。

ア ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

イ 災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある場合は、需要者及び住民に対し、広報車等により災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 通信

東日本電信電話株式会社(青森支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店)は、第4章第 30 節の4に準じるほか、特に次の措置を講じる。

ア 津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保(非常用電源を含む。)に万全を期する。

イ 地震発生後に通信が輻輳した場合の対策等の措置を講じる。

(5) 放送

日本放送協会(青森放送局)、青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森は、第4章第 30 節の5に準ずるほか、特に次の措置を講じる。

ア 放送は、居住者及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、大きな揺れを感じたときは、津波に対する避難が必要な地域の居住者及び観光客等に対して、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

イ 県、市町村その他の防災関係機関と協力し、観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。

ウ 発災後も円滑な放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的内容を定めておく。

6 交通対策

(1) 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両等の通行を確保するために緊急の必要がある場合には、運転者等に対して車両の移動等の命令を行うものとし、運転者等がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。積雪期においては、指定避難所へのアクセス道路等に係る除雪体制を優先的に確保するなど、除雪・防雪・凍結防止のために必要な措置を講じる。

(2) 海上

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させるなどの措置、また、漂流物発生対策等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

(3) 鉄道

東日本旅客(北海道旅客、日本貨物)鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、また、津波の襲来や津波襲来後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置を講じる。

また、漂流物発生対策等の措置について定める。

(4) 乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。

また、計画の作成にあたっては、避難路の凍結等によって避難が困難になることを踏まえ、冬期においても津波からの円滑な避難が確保できるよう配慮する。

7 県自らが管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設病院、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

なお、伝達内容については、下記の留意事項を踏まえたものとする。

<留意事項>

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。
なお、施設が海岸近くにある場合には、強い揺れ(震度4以上)を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは津波警報等が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災情報ネットワーク、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (イ) 学校、高等技術専門校、研修所等にあつては、当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- (ウ) 保護を必要とする生徒等がいる学校等にあつては、これらの者に対する保護の措置
- (エ) 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、上記(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。
 - また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
 - (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- イ 市町村推進計画に定める指定避難所等又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。
- ウ 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設を活用させるなどの協力をする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断する。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

各施設等の整備については、次の施設ごとに掲げる事項に留意しながら計画的な整備に努めるものとする。

なお、施設等の整備は概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の耐震化

(1) 建築物の耐震化の推進

住宅やオフィス等の耐震化を進めるために、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なハザードマップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知を図るほか、緊急輸送道路沿いの住宅・建築物に対する補助制度や税制優遇措置の活用促進により、住宅・建築物の耐震診断、耐震補強を促進する。

(2) 耐震化を進めるための環境整備

住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化や分かりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図る。

また、木造住宅密集市街地等の住宅や、多数の人が利用する建築物に対する耐震改修の指示等、耐震化促進のための制度の確実な運用を進める。

(3) 公共施設等の耐震化

県及び関係事業者は、庁舎、学校、病院、公民館、駅等様々な応急対策活動や指定避難所となりうる公共施設等の耐震化について数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

2 指定緊急避難場所、避難路の整備

想定された津波到達時間や浸水域に基づいた指定緊急避難場所の計画的整備、耐震性・耐浪性や浸水深を考慮した上で、建築物を指定緊急避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルの活用、平地が広範な沿岸部における人工高台の整備等により、各地域における指定緊急避難場所を早急に確保する。

また、指定緊急避難場所、避難路の確保にあたっては、背後地が急峻であるなど地形的に避難が困難な地域や、高齢化の進んだ避難困難者の多い地域等への優先的な指定・整備にも配慮する。その際、土砂災害危険箇所の防災対策との連携に配慮した避難路整備を図る。

なお、冬期においては、避難路の積雪や凍結によって避難が困難となることが予想されるため、避難路の除雪・防雪・凍結防止対策等を強化する。

3 津波対策施設

整備事業計画は、第5次地震防災緊急事業五箇年計画のとおり。

4 消防用施設の整備等

整備事業計画は、第5次地震防災緊急事業五箇年計画のとおり。

5 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

整備事業計画は、第5次地震防災緊急事業五箇年計画のとおり。

6 通信施設の整備

県、市町村、その他防災関係機関は第3節の1及び第4節の2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を第3章第3節3の(3)に準じて整備する。

7 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市町村及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行う。

8 その他の事業

第6節 防災訓練計画

防災訓練計画については、第3章第8節「防災訓練」に準じるほか次の事項に配慮したものとする。

1 県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した防災訓練を実施する。

特に避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施にも配慮する。

2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。

3 1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

4 県は、市町村、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、市町村、防災関係機関と連携した津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。

(1) 動員訓練及び本部運営訓練

(2) 津波警報等の情報収集、伝達訓練

(3) 警備及び交通規制訓練

5 県は、市町村が自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し、必要な助言と指導を行う。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

県は、市町村、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 県職員に対する教育及び広報

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行い、その内容は概ね次の事項とする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - 以下のような津波に関する正しい知識やとるべき行動の周知徹底を図る。
 - ア 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと
 - イ 津波は必ず引き波で始まるものではないこと
 - ウ 津波の第1波が必ずしも最大のものではないこと
 - エ 大きな津波は長時間継続すること
 - オ 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が襲来する可能性があること
 - カ 津波警報等が解除されるなど安全が確認できるまでは避難行動を続ける必要があること
- (3) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育及び広報

県は、市町村と協力して、住民等の津波避難意識の向上のため、津波ハザードマップの整備等により津波避難計画の作成を進めるとともに、その作成に当たっては、住民参加により避難路、指定緊急避難場所の検討により地域で有効に利用されるものとなるよう配慮するなどし、津波防災教育の充実に努める。

また、パンフレットやチラシの配布、津波注意、津波避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置するなど、現地の地理に不案内な観光客等にも配慮した広報に努める。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により実践的な教育を行う。

なお、その内容は概ね次の事項とする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - 以下のような津波に関する正しい知識やとるべき行動の周知徹底を図る。
 - ア 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと
 - イ 津波は必ず引き波で始まるものではないこと
 - ウ 津波の第1波が必ずしも最大のものではないこと

- エ 大きな津波は長時間継続すること
 - オ 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が襲来する場合があること
 - カ 津波警報等が解除されるなど安全が確認できるまでは避難行動を続ける必要があること
- (3) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識
 - (4) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - (5) 正確な情報入手の方法
 - (6) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
 - (7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (8) 各地域における指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
 - (9) 避難生活に関する知識
 - (10) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
 - (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育及び広報

第3章第20節「文教対策」に準じるものとし、特に次のことに配慮した実践的な教育及び広報を行う。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波発生メカニズムと高潮との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 保護者、地域住民と共にハザードマップ等の作成に取り組み、地域の様子を把握すること

4 防災上重要な施設管理者に対する教育及び広報

県及び市町村は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮し、防災上重要な施設の管理者は、研修の参加に努める。

5 自動車運転者に対する教育及び広報

県公安委員会等は、自動車運転免許更新時や講習等の機会を通じ、地震発生時において自動車運転者が措置すべき事項についての教育及び広報を行う。

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること
- (2) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること
- (3) やむを得ず道路上に車を置いて避難する場合は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままにし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと

6 相談窓口の設置

県及び市町村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。